

■2022年度S日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験 法律科目試験「民法」問題の出題趣旨・解説

問（1）

【出題趣旨】

本件が訴訟案件であれば訴訟物となるべき権利を問う趣旨である。

【解説】

A C間に契約関係その他の債権関係の存しないことは明らかであり、AのCに対する請求の根拠には、甲土地所有権に基づく請求権のほかに考えることはできない。

したがって、AがCに対して甲土地の明渡しを求めるについては「所有権に基づく目的物返還請求権としての甲土地明渡請求権」、AがCに対して甲土地につき所有権移転登記手続を求めるについては「所有権に基づく妨害排除請求権としての、真正の登記名義回復のための所有権移転登記手続請求権」が、それぞれその根拠となる。

問（2）

【出題趣旨】

本件が訴訟案件であれば所有権喪失の抗弁として主張されるべき要件事実の理解を問う趣旨である。

【解説】

物権変動について意思主義を採用する民176条の規定に、A所有の甲土地をAがBに売却したとの事実をあてはめると、AからBへの甲土地所有権移転の効果が生じたことが導かれる。

したがって、A B間の甲土地売買契約締結の事実の主張は、Aが甲土地所有権を喪失したことと導く要件事実の主張にほかならない。

なお、法定三段論法の大前提に相当する法規範として摘示されるべきは、物権変動に関する民法176条であって、債権発生に関する民法555条ではない。また、B C間の甲土地売買契約締結の事実ないしこれによるC自身の甲土地所有権取得の効果は、本問に無関係である。

問（3）

【出題趣旨】

本件が訴訟案件であれば所有権喪失障害の再抗弁として主張されるべき要件事実の理解を問う趣旨である。

【解説】

A B間の甲土地売買契約の無効は、設例にてらせば、Aの虚偽表示（民94条1項）に

よるものであったことから導かれうる。虚偽表示の要件事実としては、甲土地を売却するにつき A が内心的効果意思の欠如を知って意思表示をしたこと及び甲土地売買契約を仮装するにつき A B 間に通謀があったことが主張されるべきである。

なお、本問解答を、A の心裡留保（民93条1項）の観点から構成することも可能である。虚偽表示の要件事実には心裡留保による契約無効の要件事実が内包される関係が認められるからである（厳密に言えば、A B 間の契約無効を導くには A の心裡留保と B の惡意の事実で足り、A B 間の通謀関係まで要求する虚偽表示の要件事実を主張するほうが、むしろ過剰主張となる）。

問（4）

【出題趣旨】

虚偽表示又は心裡留保による契約無効に対する第三者保護の要件事実と法律効果の理解を問う趣旨である。

【解説】

虚偽表示又は心裡留保を原因とする契約無効は善意の第三者に対抗できない（民93条2項・94条2項）から、B C 間に甲土地売買契約が締結されたこと及び A B 間の甲土地売買契約の該無効原因事実を B C 間の甲土地売買契約締結の時点で C は知らなかつたことが主張されれば、判例の採用する法定承継取得説に従って A から C に直接に所有権が法定移転したことになる結果、A の甲土地所有権喪失の意味をもって A の請求を斥けうる主張となる。本件が訴訟案件であれば、所有権喪失の予備的抗弁の主張となる。

法定承継取得説でなく、順次取得説に従い、民法93条2項又は94条2項の適用は A から B への所有権移転を復活させて B から C への所有権移転を生じさせるものであり、その結果として A の甲土地所有権喪失が導かれることになる（本件が訴訟案件であれば該要件事実の主張は所有権喪失障害障害の再抗弁となる）との理解も、解答としては排除しない。

なお、C の無過失要件についての検討は、本問解答に必須ではないが、評価対象として排除されるわけではない。

問（5）

【出題趣旨】

本件が訴訟案件であれば動産所有権に基づく返還請求に対して即時取得による反論が所有権喪失の抗弁として意味をもつことの理解、及び、民法192条に基づく即時取得の要件事実の理解を、それぞれ問う趣旨である。

【解説】

民法192条に基づく即時取得の要件事実は、B が C に乙を売却したこと及びこの売買

契約に基づいてBがCに占有改定以外の方法で乙を引き渡したことであり、かつ、これに尽きる。

民法192条の求める要件事実のうち、Bが乙占有の前主であったことはBがCに乙を引き渡したことによる当然含意されること、Cの乙占有開始の平穏公然及び乙占有開始時の善意については民法186条1項により推定されること、並びに、Cの乙占有開始時の無過失については占有の前主たるBにつき民法188条が適用される結果として推定されることが、その理由である。

即時取得の効果は、目的動産所有権の原始取得である（通説）。したがって、Cに乙の即時取得が認められれば、反射的にAの乙所有権は失われることになる。

以上